

# 仕 様 書

## 1 件名

長崎市窓口用封筒広告事業

## 2 概要

事業者は、市政情報及び広告を掲載した窓口用封筒（以下「封筒」という。）を作成し、広告料収入の一部を本市へ納めるもの。



## 3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

※ただし、使用期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

## 4 封筒規格等

サ イ ズ	300～332 mm × 223～240 mm（縦×横）								
紙 質	環境ラベル表示がなされている印刷用紙などの環境に配慮した印刷用紙の優先調達を行うこと。 個人情報等を封入するため、透けない色・材質のもの。								
色	二色刷り。封筒の色及び刷り色については、封筒作製の前に本市の承認を受けること。								
枚 数	210,000枚								
納 期	年4回に分けて、本市が指定する日までに納入すること。 上記枚数は最大枚数であり、状況により両者協議のもと、枚数を決定する。納入枚数の目安は次のとおり。 <table border="1"><tr><td>1回目 (7月30日)</td><td>2回目 (10月頃)</td><td>3回目 (1月頃)</td><td>4回目 (4月頃)</td></tr><tr><td>72,000枚</td><td>46,000枚</td><td>46,000枚</td><td>46,000枚</td></tr></table>	1回目 (7月30日)	2回目 (10月頃)	3回目 (1月頃)	4回目 (4月頃)	72,000枚	46,000枚	46,000枚	46,000枚
1回目 (7月30日)	2回目 (10月頃)	3回目 (1月頃)	4回目 (4月頃)						
72,000枚	46,000枚	46,000枚	46,000枚						
納 入 場 所	別紙「納入場所一覧」のとおり								
用 途	来庁者が市発行の各種証明書等を持ち帰るために利用するもので、市が利用を促進するものではないが、本市中央地域センター及び出先機関等に設置し、市民の利便性を図るもの。								
市 政 情 報	本市サービスコーナーの情報、窓口手続きのご案内などを印刷することとし、その内容については本市が別途指定することとする。								

<p>広告スペース</p>	<p>封筒の表・裏面の下部 50%</p>
	<p>【イメージ図】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(表)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(裏)</p>  </div> </div>
<p>備 考</p>	<p>① 広告主及び広告内容については「長崎市広告掲載要綱」及び「長崎市広告掲載基準」を遵守し、本市の承認を受けること。</p> <p>② 広告内に「広告」である旨明記すること。</p> <p>③ 広告欄外に、次の文言を明記すること。  「この封筒は広告主の協賛により作成されたものです。」  「長崎市が広告内容について推奨等するものではありません。  広告に関するお問合せは〇〇〇（受注者名及び電話番号）まで。」</p> <p>④ 封筒に使用期限を表示すること。</p> <p>⑤ 封筒 500 枚を 1 箱に梱包したもので納入すること。箱の側面には、品名・使用期限を表示すること。</p>

## 5 費用負担

- (1) 次に係る一切の費用は受注者の負担とする。
  - ア 広告主の募集及び広告の制作及び掲載
  - イ 市政情報の作成及び掲載
  - ウ 封筒の印刷及び納品
- (2) 本事業に係る入札書には、受注者が得る広告料収入から上記(1)の費用を差引いた額のうち、本市へ納付可能な契約期間全体の総額を記載すること。
- (3) 本市へ納付する契約金額については、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により当該年度分を一括して納付しなければならない。

## 6 その他留意事項

- (1) 封筒及び広告内容に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を回収し、代替の封筒を提供するものとする。
- (2) 契約期間満了後、残余の封筒があるときは、当該封筒は受注者の責任において回収処分するものとする。
- (3) 受注者は、広告掲載封筒に関する一切の責任を負うものとし、第三者から苦情の申立て、

損害賠償等の請求等がなされた場合は、直ちに受注者の責任及び負担において、その解決のための対応を行わなければならない。

- (4) 受注者は、広告内容、色、形状等の封筒の仕様について事前に本市と協議し、本市の承認を受けた後に作製しなければならない。
- (5) 受注者は、広告主の長崎市税の納付情報及び暴力団等の排除を目的とした関係情報を確認することについて、広告主に同意を得なければならない。なお、広告主の所在地が長崎市外の場合は、所在地における市町村税の滞納がないことが分かる証明書も提出させることとする。
- (6) 広告主が前号による同意を拒んだ場合は、広告掲載を認めない、または広告掲載の承認を取り消すことがある。
- (7) 受注者は、広告主に対し、本市が広告を募集しているような誤解を与えてはならない。
- (8) 窓口業務における市民サービスの向上及び地域企業の育成発展に寄与することを目的として広告主を募るものとする。

## (別紙) 納入場所一覧

納入場所	住所
中央地域センター	魚の町 4 番 1 号 (市役所 1 階)
資産税課	魚の町 4 番 1 号 (市役所 4 階)
西浦上地域センター	千歳町 5 番 1 号
滑石地域センター	滑石 3 丁目 9 番 26 号
小ヶ倉地域センター	小ヶ倉町 2 丁目 21 番地 2
土井首地域センター	柳田町 45 番地 3
小榊地域センター	小瀬戸町 1015 番地 7
福田地域センター	福田本町 10 番地
西部地区事務所	手熊町 390 番地 5 ※令和 8 年 1 月 4 日移転予定 (移転後) 手熊町 1291 番地 1
深堀地域センター	深堀町 5 丁目 182 番地
日見地域センター	界 2 丁目 1 番 19 号
茂木地域センター	茂木町 75 番地 10
式見地域センター	式見町 357 番地
東長崎地域センター	矢上町 19 番 1 号
古賀地区事務所	古賀町 948 番地 1
戸石地区事務所	戸石町 1740 番地
三重地域センター	三重町 1098 番地 1
三重市民センター	畝刈町 28 番地 7
消費者センター	築町 3 番 18 号
香焼地域センター	香焼町 1070 番地 32
伊王島地域センター	伊王島町 1 丁目甲 3271 番地
高島地域センター	高島町 1728 番地 1
野母崎地域センター	野母町 1665 番地
外海地域センター	神浦江川町 657 番地 2
黒崎事務所	下黒崎町 5157 番地 1
池島事務所	池島町 154 番地 13
三和地域センター	布巻町 111 番地 1
琴海地域センター	琴海村松町 703 番地 14
長浦事務所	長浦町 3777 番地 9
計 29 箇所	